



諮詢第 123 号

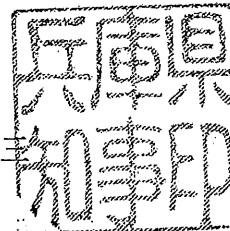
兵庫県環境審議会

ディーゼル自動車等運行規制のあり方について（諮詢）

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 67 条の 2 の規定に基づく特別対策地域における特定自動車の運行の禁止について、そのあり方を検討する必要があるため、諮詢します。

平成 29 年 3 月 14 日

兵庫県知事 井 戸 敏



[諮詢理由]

兵庫県は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 7 条及び第 9 条の規定に基づき定めた兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画における施策として、環境の保全と創造に関する条例に基づくディーゼル自動車等運行規制を実施している。

一方、国は、法に基づく対策地域内において平成 32 年度までに大気環境基準を確保することを目標としており、中間目標年度である平成 27 年度の環境の状況等について評価を行っている。

当該運行規制のあり方については、平成 23 年 8 月 5 日付で兵庫県環境審議会に諮詢し、平成 25 年 3 月 18 日付で「今後の条例規制のあり方については、国の中間目標年度でもある平成 27 年度を一つの区切りとし、環境の状況、法に係る検討状況、その他条例規制地域内における大気環境保全対策の状況等について調査を行い、再度検討を行った上で決定することが望ましい。」との答申を受けた。

これらを踏まえ、平成 27 年度の環境の状況等を検証した上で、今後の当該運行規制のあり方について意見を求めるものである。